



生活交通の確保事業

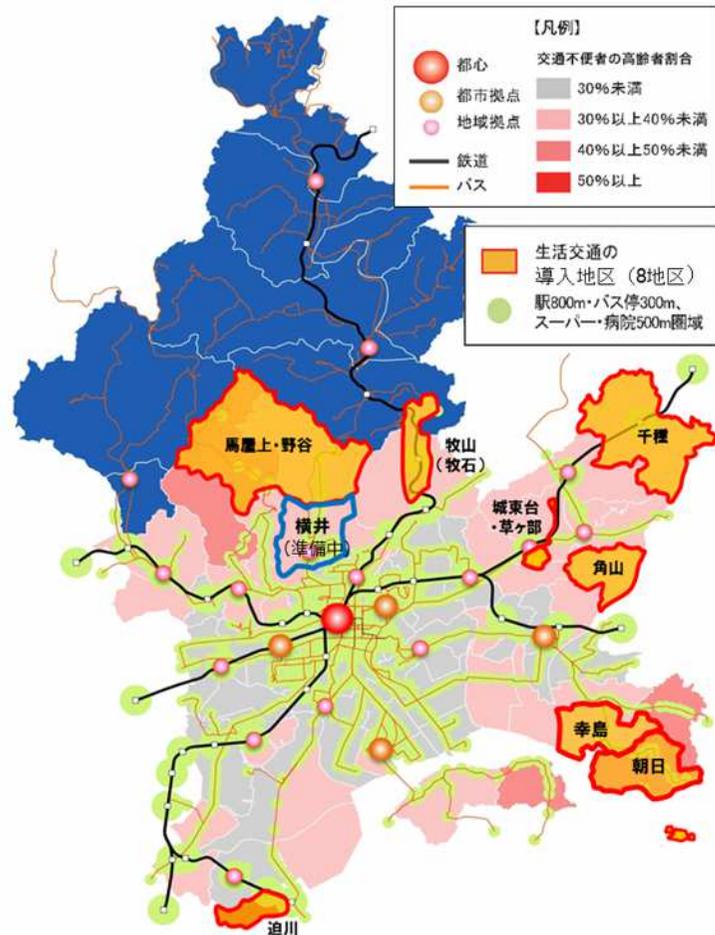
令和7年4月～令和8年3月

【目的】

移動手段を持たない高齢者をはじめとする交通弱者が、買い物や通院等の日常生活における持続可能な移動手段を確保できるよう、地域住民及び交通事業者との連携により、生活交通（デマンド型乗り合いタクシー）の導入促進の取組を進めます。また、すでに運行中の生活交通についても、ニーズに応じた運行改善や利用促進に取り組みます。

【内容】

○生活交通確保事業：運行主体である地元検討組織に対し、生活交通の導入支援及び運行経費に対する補助を行います。



※新たな生活交通の導入についての紹介HP

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000018683.html>



デマンド交通（千種地区）

問い合わせ先

交通政策課

☎086-803-1376